

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

令和4年 6月24日

高 浜 市 長 殿

高浜市心身障害児福祉施設みどり学園
指定管理者選定評価委員会

委員長 亀山洋光 

令和3年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1 施設の名称	高浜市心身障害児福祉施設みどり学園			
2 指定管理者の名称	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会			
3 指定期間	平成31年 4月1日 ~ 令和6年 3月31日			
4 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	(1) みどり学園の維持管理に関する業務 (2) 小学校就学前の心身の発達に遅れのある児童をその保護者とともに集団療育することにより、児童の社会生活適応能力及び基本的生活習慣の自立促進並びに保護者の家庭における療育方法の習得を図るための業務 (3) 心身に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、市長が必要と認める業務 (4) 費用の収納に関する業務			
5 大分類項目の評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	20点	16点	80.0%	A (優良)
② 施設設備の維持管理に関する事項	20点	19点	95.0%	A (優良)
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	60点	55点	91.7%	A (優良)
6 総合評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	90点	90.0%	A (優良)
7 評価結果についての講評 (委員)				
<ul style="list-style-type: none">・限りのある職員配置の状況下にあっても、これまでの取組実績を活かし、しっかりと運営ができていますが、療育の施設のため、常時正規の療育専門家の配置がされていると良い。・現地視察時に、保護者と職員が子育てに関する他愛もない会話をしており、そのような関係性の構築が今後も続けられると良い。・保護者同士が話しやすい状況を職員が作り上げていけると良い。・「心と身体をほぐすストレッチ研修」などのような職員研修は、結果として施設全体のサービス向上に繋がるため、引き続き実施してほしい。				